

第4次鮭川村国土利用計画

平成24年3月

目 次

前 文	1
第 1 章 村土利用に関する基本構想	
1 村土利用の基本方針	2
2 利用区分別の村土利用の基本方向	4
第 2 章 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
1 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
2 地域別の概要	8
第 3 章 第 2 章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1 国土利用計画法等の適切な運用	10
2 地域整備施策の推進	10
3 土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保	10
4 土地利用転換の適正化	11
5 土地の有効利用の促進	11
資料編	
1. 計画策定における主要指標	12
2. 人口等の推移	13
3. 土地利用区分の定義	14
4. 土地利用の推移と規模の目標	16
5. 土地利用転換マトリックス	17
○土地利用現況図	18

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、活力ある魅力的な地域を創り、村民がゆとりや潤いのある生活ができるよう、均衡ある土地利用を確保することを目的として、鮭川村の区域における土地（以下、「村土」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものであり、第4次山形県国土利用計画（平成22年3月）を基本として、地方自治法第2条の規定に基づく鮭川村総合発展計画基本構想、基本計画に即して策定したものである。

この計画の策定後、適宜計画と実績との検討を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

第1章 村土利用に関する基本構想

1 村土利用の基本方針

(1) 鮭川村の概況

鮭川村は山形県の北部中央、最上圏域の北西部に位置し、東は新庄市、西は酒田市、南は戸沢村、北は真室川町に隣接し、山形市の北方71kmにある。

四方を奥羽山脈の支脈と出羽丘陵に囲まれた盆地で形成され、東西に20km、南北12kmにわたる総面積122.32km²の農山村である。村の中央部を名実ともに『鮭川』が貫流し、そこに注ぎ込む幾多の中小河川の流域には居住地が連なっている。

気候は、全般的に気温が低く、加えて湿潤である。冬は豪雪地帯であるため生産性が低く、農産物等の生産において、自然的には厳しい制約条件下にある。

交通は、北東の一部を走るJR東日本奥羽本線（羽前豊里駅）と国道458号、県道真室川鮭川線、新庄鮭川戸沢線が主要である。人口は、国勢調査結果によると平成12年5,829人、平成17年5,447人、平成22年4,862人と、この10年間で967人、率で16.6%の減少傾向を示している。産業構造は大きく変化し、第1次産業29.5%、第2次産業30.9%、第3次産業39.6%と第1次産業の減少と第3次産業の増加が見られる。また、農業に従事する世帯は、農林業センサスの結果によると49%となり、農家数の若干の減少が見られるが、基幹産業であることは以前と同じである。

(2) 基本理念

村土は、現在及び将来にわたる村民のための限られた資源であるとともに、生活や生産といった諸活動の基盤であり、また産業を支える基本的要素である。

このため、村土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮するとともに、村民一人ひとりが生き生きと暮らすことができるような、均衡ある発展を目指し、村土の秩序ある有効利用を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものである。

(3) 基本的条件の変化と課題

本村における基本的条件変化と課題としては、まず急激な人口減少と少子高齢化の進展があげられる。2005年（平成17年）日本の総人口は増加から減少に転じる人口減少社会に突入した推計結果が出されている。本村においては昭和25年の9,056人をピークに減少を続けている。また、晩婚化や未婚率の上昇による少子化傾向が続き、合計特殊出生率（※）は平成20年度において1.32、平成21年度において1.61となっている。また、平均寿命の伸長による高齢化に加え、少子化に

伴い高齢者の割合は31.6%と極めて高い割合となっている。さらに、団塊の世代の高齢化により、一層高齢化が進むと予想される。そのため、定住促進、子育て支援環境づくり、高齢者福祉、社会経済の活性化等の対策を踏まえた村土利用が求められる。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数に相当する。）

自然環境の保全としては、これまでの資源・エネルギーの大量消費による社会経済活動により、地球温暖化、酸性雨等の環境問題が地球規模で深刻化している。全国的に自然エネルギーの活用促進、廃棄物の処理・再利用、環境の保全など、日常的に環境について意識するようになってきている。本村においては村土の65%を占める豊かな森林があり、自然環境に配慮した村土利用が求められる。

また、ヒメギフチョウなどの貴重な動植物が生息・生育している地域もあり、森林や水源地などの生態系の保全には特に配慮する必要がある。

近年の自然災害等により村民の防災意識が高まってきている。生活道路の安全性と利便性を確保するため、道路の適切な維持管理が求められる。また、雨期になると豪雨により河川が氾濫する危険性があり、周辺には住宅や農地が広がっていることから、堤防等の適切な維持管理・更新が求められる。また、山間部では急傾斜地等が多く土砂災害対策が求められる。

産業としては、農業従事者の減少に伴い、農地も減少傾向にある。そのため、農業の生産性や効率性を考えた農地の整備が必要となっている。現在、生産基盤整備が進められているが、山間部においては整備が進んでおらず、引き続き整備が求められる。また、企業の立地数が少ないため雇用の場を周辺地域へ求めている状況にある。そのため農業経営の安定と地域資源を活かした新しい産業の創出が求められる。

2 利用区分別の村土利用の基本方向

村土の利用区分を、(ア)農用地、(イ)森林、(ウ)原野、(エ)水面・河川・水路、(オ)道路、(カ)住宅地、(キ)工場用地、(ク)その他の宅地、(ケ)公用・公共用施設用地、(コ)レクリエーション用地、(サ)低未利用地に区分する。

(ア) 農用地

農用地については、食料供給源等として基礎的な土地資源であるとともに、農業が本村の基幹産業として重要な地位を占めていることから、農業生産基盤の整備を積極的に推進し優良農用地の確保と整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて、村土の保全や景観形成等の農用地の多面的機能が発揮できるように配慮する。

(イ) 森林

森林については、木材生産という経済的機能を有するのみでなく、山地災害の防止、水源かん養、保健文化、生活環境の保全等の公益的機能を通じて村民の生活に大きく寄与している。これらの機能を総合的に発揮できるよう必要な森林の確保と整備を図る。

また、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育している森林については、適切な保全と維持管理を図る。

さらに、住宅地等の周辺の森林については、良好な生活空間を確保する緑地となるため、適切な保全と整備を図る。

(ウ) 原野

原野は湿原、水辺植生、野生生物の生息地帯等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。

その他の原野については、環境保全に配慮しつつ、有効利用を図る。

(エ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、安全で安定した水供給のための水資源確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。

また、水面・河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全、景観形成に配慮する。特に、鮭川流域は、その支流も含めて環境保全と景観形成に配慮していくとともに、鮭の子公園等の維持管理を図り、安全に楽しく川と親しめるようにする。

(オ) 道路

一般道路の整備にあたっては、道路の安全性、快適性等の向上及び防災性、公共・公益性等、道路の多面的機能に配慮するとともに、環境の保全と景観形成に充分配慮する。また、農道及び林道については、農用地及び森林の生産性向上及び適切な管理を行うため、必要な用地の確保を図るとともに、整備にあたっては自然環境の保全と景観形成に充分配慮する。

(カ) 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の変化、特に少子高齢化の進行を把握しながら、住宅の質的向上等に配慮しつつ、地域の特性を踏まえた望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。

また、圏域中心都市より近距離にある本村は、その居住地としての可能性が高いことや、近年自然志向という時代背景に伴い都市部から農山村に移り住む人々が多くなっていることから、定住型住宅地等の確保を図るなどして、定住人口の拡大に結び付けていく。

(キ) 工業用地

工業用地については、環境の保全に配慮し、経済基盤として工業生産維持に必要な用地の確保を図る。

また、安定した雇用の場の確保のため、積極的に企業誘致を図るとともに、他産業との連携を取りながら、技術革新や工業構造の変化に対応する製品開発と生産性の向上を推進するための効率的利用を図る。

(ク) その他の宅地

土地利用の多様化と良好な環境の形成に配慮しつつ、商業の活性化、事務所、店舗用地等について、必要な用地の確保を図る。

(ケ) 公用・公共用施設用地

文教施設、福祉施設、公園緑地、交通施設等の公用・公共用地については、村民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全と景観形成に配慮して、必要な用地の確保を図る。

(コ) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、鮭川村エコパークの森林公園、小杉の大杉周辺、与蔵の森・まぼろしの滝自然歩道周辺等の自然環境に配慮した整備をしながら効率的な確保を図る。また、村内唯一の温泉地である羽根沢温泉周辺の活性化を図るとともに、エコパーク等との連携を図り、体験・滞在型の観光振興を目指す。

(サ) 低未利用地

それぞれの用途に応じて積極的に有効利用を図る。

特に、旧最上中部牧場跡地の広大な丘陵地は、一部が農用地として利用されており、未利用の土地についても、農用地としての有効利用を図る。

また、学校跡地等は、住宅地、農用地、工業用地や新たな産業、自然を活用した交流や観光の展開など、多様な土地利用の可能性があり、積極的に有効利用を図る。

第2章 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成33年とし、基準年次は平成21年とする。
- (2) 村土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、平成33年において、それぞれおよそ4,000人、1,250世帯と想定する。
- (3) 村土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。
- (4) 平成33年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりと見込まれる。この目標については、土地利用の現況と変化及び土地利用に関する施策の方向等を踏まえ、将来の人口等を前提とし、過去の土地利用の動向を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し定めた。

表 村土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

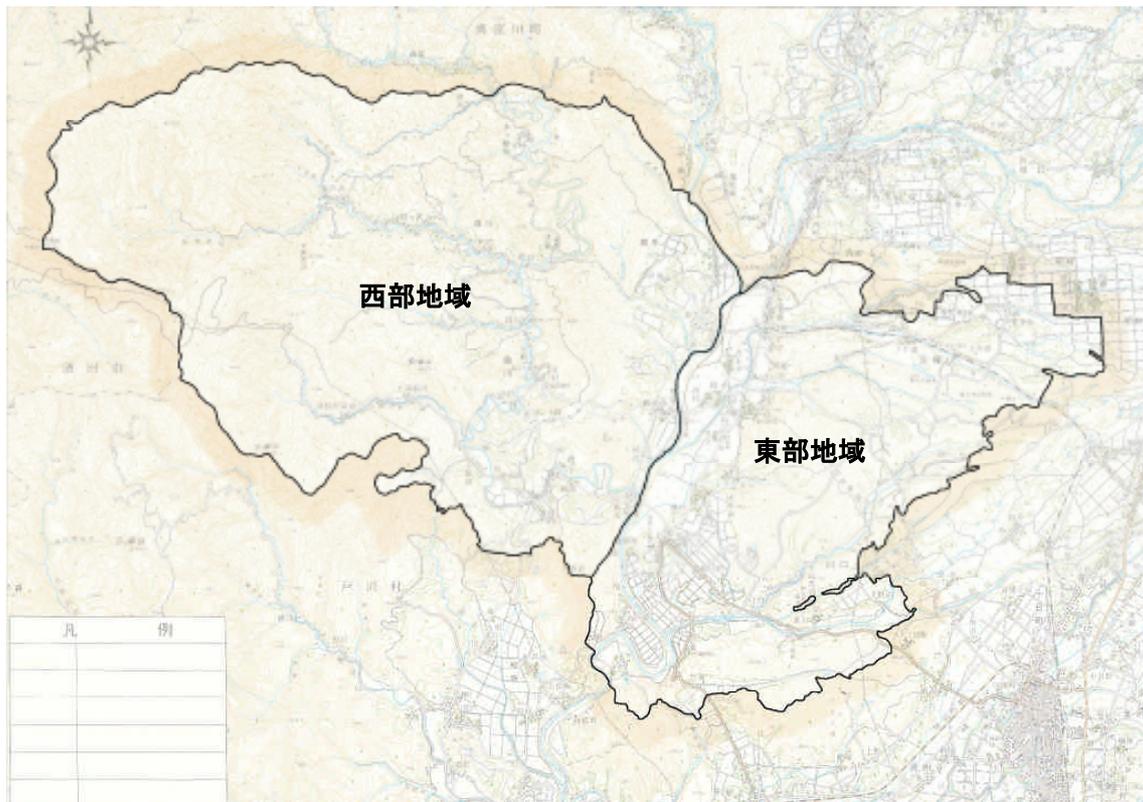
利用区分	平成21年 (ha)	平成33年 (ha)	増減 (ha)	構成比 (%)		増減率 33年/21年
				平成21年	平成33年	
農用地	2,116	2,101	△ 15	17.3	17.2	△ 0.7
田	1,840	1,818	△ 22	15.1	14.9	△ 1.2
畑	273	280	7	2.2	2.3	2.6
採草放牧地	3	3	0	0.0	0.0	0.0
森林	7,982	7,972	△ 10	65.3	65.2	△ 0.1
国有林	4,984	4,984	0	40.8	40.8	0.0
民有林	2,998	2,988	△ 10	24.5	24.4	△ 0.3
原野	87	86	△ 1	0.7	0.7	△ 1.1
水面・河川・水路	433	430	△ 3	3.5	3.5	△ 0.7
水面	13	13	0	0.1	0.1	0.0
河川	314	319	5	2.6	2.6	1.6
水路	106	98	△ 8	0.8	0.8	△ 7.5
道路	305	333	28	2.5	2.7	9.2
一般道路	161	164	3	1.3	1.3	1.9
農道	114	139	25	0.9	1.1	21.9
林道	30	30	0	0.3	0.3	0.0
宅地	134	137	3	1.1	1.1	2.2
住宅地	110	113	3	0.9	0.9	2.7
工業用地	1	1	0	0.0	0.0	0.0
その他の宅地	23	23	0	0.2	0.2	0.0
その他	1,175	1,173	△ 2	9.6	9.6	△ 0.2
合計	12,232	12,232	0	100.0	100.0	0.0

2 地域別の概要

地域の特徴を活かした村土利用の適正化を図るために、自然環境、景観、資源、土地条件、防災、産業、歴史的文化等に配慮しながら、村土を東部地域、西部地域の2つの地域に区分します。

地 域 名	地 区 名
東 部 地 域	上絵馬河、下絵馬河、泉川、鶴田野、川口、左道、米、向居、上大淵、日下一区、日下二区、佐渡、庭月、西村、高土井、上石名坂、中石名坂、下石名坂、南石名坂、小反、水野新田、小舟山、上牛潜、下牛潜、新道、府の宮、上京塚、中京塚、下京塚、山月立
西 部 地 域	真木、松沢、段の下、中渡、清水田、小和田、羽根沢、温泉、観音寺、岩下、岩木、谷地、上野、小杉、本村、中組、下芦沢、上芦沢、田の沢、大芦沢、木の根坂、丸森

地域区分図



平成33年における地域別の概要は、次のとおりとする。

東部地域

東部地域は、住宅、店舗、事業所などが、集中しており、公共施設も多く本村の中心的機能を果たしている。また最上地域の中心市である新庄市へ続く国道、県道が走り、石名坂地区においては、村内唯一の駅（羽前豊里駅）があり、交通の要所となっている。今後は、定住対策の起点として、住宅地等の整備を図る。

きこの王国まつりの会場となる鮭川村エコパーク、鮭まつりの会場となる鮭の子公園や近年整備された米湿原等があり、村民の憩いの場や、地域内外の交流の場、自然を通した子ども達への教育の場として活用されているため、安全性と環境保全に配慮しつつ適切な維持管理を図る。

一級河川鮭川の周辺には、豊かな田園風景が広がっており、稲作の主要地帯であることから、将来にわたりその景観の保全と生産性の維持管理を図る。

西部地域

西部地域は、周辺が山々に囲まれ、沢沿いに農地と居住地が点在している。豊かな森林に恵まれ、その暮らしは自然と共生していると言える。農業は山間地農業で耕地が狭く厳しい条件下にあるが、花卉等の施設園芸や、村の特産品であるきこの生産が盛んで、特徴ある産業が定着している。

この地域には村内唯一の温泉地である羽根沢温泉やトレッキングが楽しめる、まぼろしの滝、その形がアニメのトトロに似ている小杉の大杉等があり、観光面での活性化が期待されている。

豊かな自然とそこにある山村風景は、将来にわたり村の財産となることから、その保全に配慮しながら、農業生産基盤の整備、道路整備などを促進し、生活環境の向上を目指す。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりである。

1 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全体法等の土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて本計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に土地利用を推進する。

2 地域整備施策の推進

第2次鮭川村総合発展計画基本構想に示された展望に立脚し、構想の基本目標である「明るく豊かな心でいきいき暮らし」、「豊かな自然の中で育む人」、「きずなで築く魅力あるむら」に向けて、長期的、広域的な視点から、この方向を支える主要な柱を「自然と調和のとれた村づくり」、「安心して豊かに暮らし続けられる村づくり」、「ほほえみあふれる和みの村づくり」、「地域資源を活かした元気な村づくり」、「手をつなぎ文化を育む村づくり」とし、村民や企業との協働により、地域特性を活かした魅力ある地域づくりを地域整備施策の基本とする。

本村は、将来とも農業が主要産業であり、恒常的所得源として農産物の供給に果たす役割とその地位・向上を目指す。

このため、これからの経済的社会的動向や他産業の発展に伴う産業構造の近代化等、外部条件の変化に弾力的に対応しながら農業生産基盤整備、農業生産構造の改善、農業生産振興の推進を図る。また、通勤、通学、買い物など日常生活圏の拡大に即した交通網の充実強化、生活環境の整備促進、医療福祉の確保、子育て・教育環境の改善を推進する。さらに本村に潜在する個性ある地域資源を有効に活用して、生産機能と生活機能が一体となった活力ある豊かな定住環境の整備を促進する。

3 土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保

- (1) 村土の保全と安全性の確保のため、適切な土地利用との調和を図るとともに、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策など土砂災害対策の推進を図る。
- (2) 森林の持つ村土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な森林管理を通じて森林の維持水準の向上を図る。その際、林道等必要な施設整備を進めるとともに、森林の維持管理への村民の理解と協力、山間部における生活環境の向上など、森林管理のための基本的条件を整備する。
- (3) 地域社会の安全性を確保するため、集落整備等にあたっては、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

4 土地利用転換の適正化

- (1) 農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定と地域農業に及ぼす影響に配慮し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。
- (2) 森林の利用転換を行う場合には、森林の育成と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能が低下することのないよう十分配慮するとともに、周辺の土地利用との調整を図る。
- (3) 混在化の進展する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりの確保等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

5 土地の有効利用の促進

- (ア) 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、地域農業者の相互協力による農用地の流動化、農作業の合理化を促進し有効利用を図る。
- (イ) 森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、自然との触れ合いの場、教育の場としての利用にも配慮する。
- (ウ) 水面・河川・水路のうち水面については、災害の防止及び水需要に対処するため、治水ダムや砂防堰堤等の整備や灌漑用ため池の整備を促進する。河川については災害を防止するため、一級河川鮭川の築堤工事をはじめ、緊急度の高い河川から重点的にその整備を図る。水路については、基盤整備等により用排水路の整備を推進する。
- (エ) 道路については、定住と交流による地域の振興と活性化を推進するため、地域交通の根幹となる村幹線道路の整備をはじめ、国道と県道の整備を推進する。また、より良い日常生活を確保するため通勤、通学、買い物、医療などの道路網の充実を図る。
- (オ) 住宅地については、公園、生活環境施設等の整備を推進し、快適性に富んだ居住空間の整備を図るとともに、公共及び民間による定住のための宅地開発を図る。
- (カ) 工業用地については、公害のない工場と美しい農山村環境が維持できるよう配慮し、工場立地に対応する。
- (キ) その他の宅地については、地域の人口の動向、交通体系、既存施設等の実態を踏まえつつ、適切な配置を図る。
- (ク) レクリエーション用地については、適切な配置と自然環境や生活環境に配慮した整備を図る。
- (ケ) 低未利用地については、村土の有効利用及び村土保全の観点から周辺土地利用との調整を図りつつ、多様な土地利用を図る。

資料編

1. 計画における主要指標

		平成 13 年	平成 17 年	平成 21 年 (基準年次)	資料	
人口	総人口 (人)	5,753	5,447	5,016	山形県の人口と世帯数(山形県社会的移動人口調査)	
	性別	男性 (人)	2,743	2,593		2,404
		女性 (人)	3,010	2,854		2,612
	年齢別階層	年少人口 (人)	850	732		597
		男性 (人)	424	375		308
		女性 (人)	426	357		289
		生産年齢人口 (人)	3,295	3,084		2,851
		男性 (人)	1,675	1,559		1,462
		女性 (人)	1,620	1,525		1,389
		老年人口 (人)	1,608	1,631		1,568
		男性 (人)	644	659		634
		女性 (人)	964	972		934
	人口密度 (人/km ²)	47.03	44.53	41.01		
	世帯	世帯数 (世帯)	1,320	1,315		1,291
1世帯当たり人員 (人)		4.36	4.14	3.89		
経済	農業産出額 (億円)	27.5	28.1	—	山形県農林水産統計年報	
	製造品出荷額等 (億円)	39.1	35.2	40.0	工業統計調査	
	年間商品販売額 (億円)	21.2 (H14)	19.2 (H16)	26.4 (H19)	商業統計調査	
その他	一般会計歳入総額 (百万円)	4,783	3,357	3,810		
	一般会計歳出総額 (百万円)	4,571	3,269	3,681		

※製造品出荷額等については、従業員4人以上の事業所の合計額。

※年間商品販売額の()は基準年次。

2. 人口等の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	資料
山形県	人口(人)	1,240,877	1,235,870	1,229,854	1,223,739	1,216,181	1,207,513	1,198,710	1,189,152	1,179,964
	世帯数(世帯)	379,680	382,202	384,204	386,243	386,728	388,647	390,238	391,156	392,000
	世帯員数(人)	3.27	3.23	3.20	3.17	3.14	3.11	3.07	3.04	3.01
最上地域	人口(人)	94,620	93,801	92,929	92,206	90,740	89,565	88,181	86,827	85,618
	世帯数(世帯)	26,155	26,192	26,232	26,353	25,829	25,806	25,762	25,764	25,710
	世帯員数(人)	3.62	3.58	3.54	3.50	3.51	3.47	3.42	3.37	3.33
鮭川村	人口(人)	5,753	5,689	5,621	5,530	5,447	5,314	5,244	5,112	5,016
	世帯数(世帯)	1,320	1,320	1,326	1,321	1,315	1,309	1,311	1,301	1,291
	世帯員数(人)	4.36	4.31	4.24	4.19	4.14	4.06	4.00	3.93	3.89
年少人口(人) (0～14歳)	850	826	789	761	732	684	656	629	597	
生産年齢人口(人) (15～64歳)	3,295	3,250	3,221	3,153	3,084	3,043	2,989	2,889	2,851	
老年人口(人) (65歳以上)	1,608	1,613	1,611	1,616	1,631	1,587	1,599	1,594	1,568	
老年人口の割合(%)	28.0	28.4	28.7	29.2	29.9	29.9	30.5	31.2	31.3	
小学校児童数(人)	344	333	334	301	294	299	285	286	274	学校基本調査
中学校児童数(人)	238	208	194	183	176	168	153	151	157	

山形県の人口と世帯数(山形県社会的移動人口調査 10月1日)

3. 土地利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法	資料等
1、農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。		
(1)農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「山形県農林水産統計年報」の「田、畑」の耕地面積である。	山形県農林水産統計年報
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「世界農林業センサス山形県統計書（林業編）」の「採草放牧地に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」である。	世界の林業センサス山形県統計書（林業編）
2、森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。		
(1)国有林	ア) 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 イ) 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ウ) その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	「山形県林業統計」の「森林資源林野面積（市町村）」の「国有林総数」。	山形県林業統計
(2)民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。	地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積である。	山形県林業統計
3、原野	人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。	「世界農林業センサス山形県統計書（林業編）」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。	世界の林業センサス山形県統計書（林業編）
4、水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。		
(1)水面	湖沼（人口湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。	村農村整備課「ため池台帳」による。（堤高15m未満のため池）	ため池台帳（村農村整備課）
(2)河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川地域。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑

	(3)水路	農業用の用・排水路。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
5、道路		一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。		
	(1)一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	道路台帳による一般道路（一般国道、一般県道、村道）の面積である。	道路台帳（村農村整備課）
	(2)農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(3)林道	国有林林道及び民有林林道。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
6、宅地		建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(2)工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「市町村別利用区分面積」による。	山形県統計年鑑
	(3)その他の宅地	(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地である。（商業施設用地、官公庁などの公共施設用地等）	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除く。	
7、その他		上記の区分のいずれにも該当しない土地である。（学校・教育施設用地、公園緑地、交通施設用地、耕作放棄地等）	村土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
合計		村土面積である。	「全国都道府県市区町村別面積調」による。	国土交通省国土地理院

4. 土地利用の推移と目標

(ha)

利用区分	平成13年 A	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (基準年次) B	増減面積 (B-A)	平成33年 (目標年次) C	目標増減面積 (C-B)
1、農用地	2,156	2,152	2,152	2,152	2,125	2,125	2,115	2,116	2,116	△40	2,101	△15
農地	2,153	2,149	2,149	2,149	2,122	2,122	2,112	2,113	2,113	△40	2,098	△15
田	1,860	1,860	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,840	1,840	△20	1,818	△22
畑	293	289	289	289	272	272	272	273	273	△20	280	7
採草放牧地	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	0
2、森林	7,936	7,937	7,937	7,941	7,941	7,941	7,941	7,941	7,982	46	7,972	△10
国有林	4,983	4,984	4,984	4,984	4,984	4,984	4,984	4,984	4,984	1	4,984	0
民有林	2,953	2,953	2,953	2,958	2,958	2,958	2,958	2,958	2,998	45	2,988	△10
3、原野	90	87	87	87	87	87	87	87	87	△3	86	△1
4、水面・河川・水路	430	433	433	434	433	433	433	433	433	3	430	△3
水面	13	13	13	13	13	13	13	13	13	0	13	0
河川	311	314	314	314	314	314	314	314	314	3	319	5
水路	106	106	106	107	106	106	106	106	106	0	98	△8
5、道路	282	285	286	285	295	296	292	292	305	23	333	28
一般道路	151	152	153	155	157	158	159	159	161	10	164	3
農道	110	110	111	111	114	114	114	114	114	4	139	25
林道	21	22	22	18	24	24	19	19	30	9	30	0
6、宅地	128	128	131	131	132	132	133	133	134	6	137	3
住宅地	111	111	111	111	111	110	110	110	110	△1	113	3
工業用地	3	2	2	2	1	2	2	1	1	△2	1	0
その他の宅地	14	15	18	18	20	20	21	22	23	9	23	0
7、その他	1,210	1,210	1,206	1,202	1,219	1,218	1,231	1,230	1,175	△35	1,173	△2
合計	12,232	12,232	12,232	12,232	12,232	12,232	12,232	12,232	12,232	0	12,232	0

5. 土地利用転換マトリックス

(ha)

増加面積 → 減少面積 ↓		平成21年(基準年次)																(A) (B) 増減面積	
		田	畑	採草放牧地	国有林	民有林	原野	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他		計(A)
		1,840	273	3	4,984	2,998	87	13	314	106	161	114	30	110	1	23	1,175		12,232
平成33年(目標年次)	田	1,818																Δ22	
	畑	280				9											9	7	
	採草放牧地	3																0	
	国有林	4,984																0	
	民有林	2,988																Δ10	
	原野	86																Δ1	
	水面	13																0	
	河川	319	5															5	5
	水路	98																	Δ8
	一般道路	164				1	1							1				3	3
	農道	139	17							8								25	25
	林道	30																	0
	住宅地	113		2													2	4	3
	工業用地	1																	0
	その他の宅地	23																	0
その他	1,173																	Δ2	
計(B)	12,232	22	2		10	1			8				1			2	46	0	

